

## 環境を守る活動を推進

### 子どもエコクラブを募集

子どもエコクラブに登録して、環境を守るための活動をしませんか。環境省では、平成7年から子どもたちの地域での主体的な環境学習や実践活動を支援する「子どもエコクラブ事業」を推進し、市でも全面的にサポートしています。小・中学生ならだれでも参加できます。メンバーにはオリジナルの会員手帳やバッジ、環境ニュースが届けられる特典もあります。詳細は問い合わせを。



WINGジュニアクラブは、ひらやま児童館に集まる児童を中心に4年前に誕生しました

「申込み」登録用紙に必要事項を記入し、市役所3階環境保全課へ 参加費用は無料  
市内のエコクラブが東京都代表に選ばれました  
去る3月28・29日に開催された「全国フェスティバルin

仙台」に、WINGジュニアクラブが出演しました。昨年1年間の活動をまとめた壁新聞に応募し、全国45点の中から選考されました。多くの親サポーターも学びながら支える中、身近な自然体験活動を中心に活動しているクラブです。

## 市民生活

5月の人権擁護委員活動  
▼地域座談会(学び・気づきの場) 直接会場へ

「日時」28日(金)午後2時～4時  
「会場」福祉支援センター「内容」いじめ、不登校、虐待などの相談に直接耳を傾けています  
「講師」平清太郎(子どもの人権専門委員)

▼子ども自然体験活動(笑顔でキャンプ!) 子ども居場所づくり  
「日程」30日(日) 日帰り「内容」都民の森へ行く「対象」小・中学生「定員」先着10人「費

用」2千円(交通費は別)「申込み」10日(月)(必着)までに往復ハガキで。往信用裏面に住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、〒191 0022 新井863の64平清太郎へ

▼君とオンブズマンホットライン(電話・面接・匿名相談可)  
「内容」いじめ・体罰・不登校・児童虐待などの相談 秘密厳守「電話(FAX)番号」昼間042・371・2466、夜間591・2315 FAXは24時間受付  
以上、いずれも「問合せ先」市長公室市民相談担当

▼地域福祉活動を行なう団体に助成金  
日野市社会福祉協議会では、

市内で地域福祉活動を行う民間の作業所・ボランティアグループ・NPO団体等を対象に、歳末たすけあい募金を財源とした助成を行います。

「助成総額」340万円「対象事業」新規事業の一部補助・備品購入等(いずれも、自助努力が認められるもの) 団体運営費等必要経費的なものは対象外。また、既に当会から助成金を受けている団体も対象外「申込み」5月31日(月)までに申請書(日野市社会福祉協議会にあり)を同会(☎582・2319)へ

▼民生委員・児童委員の日  
5月12日(水)は「民生委員・児童委員の日」です。市内の民生委員・児童委員は121人。各地域から福祉全般の相談を受け、行政との連絡役として活動しています。気軽に相談を。

「問合せ先」生活福祉課  
ハチを見つけたら?

気温が高くなると、自然界の生き物たちも活動が盛んになってきます。小さな虫たちも生命のバランスを保つ大切な役割を持っています。私たち人間も自然との共存を考えなければ望まれる循環型社会は築けません。しかしスズメバチは攻撃性・毒性が強く人間の生存圏に巣があると危険な場合があります。巣を見つけたら早めに処理してください。電話帳で消毒業者・ハチ駆除業者を探せます。スズメバチ以外は、危険と判断される場合のみ自己処理をしてください。処理方法についてのご相談は、市環境保全課まで。

「子どもと楽しむ公園マップ」ができました  
公園探検隊メンバーの市民が1年半かけて作った「公園カルテ」をもとに、親子で楽しめる

「子どもと楽しむ公園マップ」ができました

## 福祉

「子どもと楽しむ公園マップ」ができました。市役所3階緑と清流課で配布しています。

▼各種児童手当や多子世帯養育手当の申請を、所得制限額改定  
今月から平成15年中の所得で判定します。制限額未満の方は早めに申請してください。申請の翌月から支給します。

▼児童手当  
現在受給している方には、現況届を送りますので、提出してください。公務員の方は勤務先で申請を。

「対象」小学校入学前の児童を養育している方で、所得が制限額(左表)未満の方「支給額」第1子・第2子：1人につき月5千円、第3子以降：1人につき月1万円「申請に必要なもの」①印鑑②厚生・共済年金加入者は保険証の写し③申請者名義の預金通帳(郵便局を除く)④平

●児童手当の所得制限額表 (単位:万円)

扶養親族数	国民年金加入・年金未加入者		厚生年金・共済年金加入者	
	所得額	給与収入額	所得額	給与収入額
0人	309.0	453.9	468.0	652.7
1人	347.0	501.5	506.0	695.5
2人	385.0	548.7	544.0	737.7
3人	423.0	596.3	582.0	780.0
4人	461.0	643.9	620.0	822.2

「表の見方」主たる生計者のみの平成15年分の所得で判定。扶養親族数は平成15年中の扶養数(控除対象配偶者を含む)と所得控除後の金額を、確定申告をされた方は確定申告書の「所得金額合計」を表の所得額と比べてください  
●障害者(寡婦)・医療費控除、老人扶養等控除がある場合は問い合わせを  
●所得額には社会保険料控除相当額(一律控除分)8万円が加算されています

成16年1月2日以降の転入者は平成16年1月1日現在の住所地で発行される16年度課税(所得)証明書(15年中の所得額・扶養人数・控除額が記載されているもの) ②④は後日提出も可

▼児童育成手当・障害手当  
申請に必要な書類、所得制限額等、詳細はお問い合わせください。現在受給されている方は、現況届を送付します。

▼お子さんが4人以上いる方に多子世帯養育手当  
児童手当で所得が制限額以上の方もご相談を。申請に必要な書類、所得制限額等、詳細はお問い合わせください。

「対象」次の要件すべてに該当する方①18歳未満(18歳になつた年の年度末までを含む)の児童を4人以上養育中②4人目以降の児童が中学生以下(児童手当を受けている・受けられる児童を除く)③平成15年中の所得が制限額未満「支給額」4人目以降の対象児童に1人月5千円以上、いずれも「問合せ先」子育て課子育て係

## 働く

シルバー人材センター入会案内説明会  
「日時」5月6日(木)・17日(月)午前9時30分から「内容」事業紹介、概要説明「会場」問合せ先「シルバー人材センター」(☎581・8171)

▼高齢者就業相談・高齢者への再就職を応援します  
「日時」5月11日(火)・25日(火)午後1時30分～4時「会場」高幡図書館「対象」概ね55歳以上の就職希望の方「問合せ先」国分寺高齢者就業相談所(☎042・324・4961)

324・4961)

## 5月の市民相談

名称	日時	会場	問合せ先
法律相談 ※相談日前日から予約を	6日(木)・11日(火)・18日(火)・25日(火) 10:00～16:00	市役所1階市民相談室	市民相談担当 市役所代表番号 ☎585-1111
行政相談	7日(金)・21日(金) 13:30～16:00		
人権身の上相談	13日(木)・27日(木) 13:30～16:00		
子どもの人権専門相談	27日(木) 16:00～17:00		
サラ金専門相談 ※10日(月)から予約を	17日(月) 13:00～16:00		
交通事故相談 ※相談日前日から予約を	14日(金) 13:30～16:00		
登記相談 ※予約は終了しました	6日(木) 13:30～16:00		
税務相談 ※相談日前日から予約を	26日(水) 10:00～16:00		
不動産相談 ※相談日前日から予約を	19日(水) 13:30～16:00		
相続・遺言等暮らしの書類作成相談 ※相談日前日から予約を	7日(金) 10:00～16:00		

名称	日時	会場	問合せ先
市長相談 ※21日(金)までに予約を	28日(金) 15:00～17:00	調整中	市民相談担当
子育て相談	火曜日、祝日を除く毎日 9:30～17:00	東部子ども家庭支援センター	同センター ☎586-1171
	毎週月曜～土曜日 9:30～17:00	西部子ども家庭支援センター	同センター ☎589-1262
	毎週月曜～金曜日 10:00～16:00	おおくぼ保育園 あさひがおか児童館	同保育園 ☎586-1172 同児童館 ☎586-1184
乳幼児相談	11日(火) 9:30～11:00	みさわ児童館	健康課 ☎581-4111
	21日(金) 9:30～11:00	あさひがおか児童館	
	28日(金) 9:30～11:00	生活・保健センター	

名称	日時	会場	問合せ先
教育相談	毎週月曜～金曜日 10:00～17:00	教育センター内 教育相談室	教育相談室 ☎592-1160 電話相談 ☎592-2782 ☎592-1160
食生活相談 (生活習慣病等の個別相談) ※予約制	7日(金) 13:30～16:30 21日(金) 13:30～16:30	生活・保健センター	健康課 ☎581-4111
健康相談	随時(電話予約)		
消費生活相談	毎週月曜～金曜日 9:30～12:00 13:00～15:30	男女平等推進センター (多摩平の森ふれあい館)	予約及び電話相談は男女平等課 ☎587-8177へ
女性相談 (電話・面接) ※前もって予約を	毎週火曜・水曜日 火曜日: 18:00～21:00 水曜日: 9:45～16:00 ※4日・5日を除く		
日社協「くらしなんでも相談」	法律、心の悩み、ハンディキャップを持つ人のための外出旅行、住宅改修相談を実施 ※日時は問い合わせを		